

平成 31 年  
地区代表会議

日 時 平成 31 年 1 月 13 日 (日) 午後 3 時 00 分

場 所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋ルーセントタワー

## 地区代表会議

開催日	平成31年1月13日（日）
時 間	午後3時00分
場 所	TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー
出欠	<p>○第一地区：大川和彦・川村真一・安田和樹・沼田恵三・奥田亨・湊田貴文・鷹羽規央・早川清二</p> <p>○第二地区：早船祐二郎・平井章弘・神田修・吉友充哉・石原敏・小笠原弘二・佐藤誠・三輪政芳 未定（2名）</p> <p>○第三地区：廣澤祐輔・白井光・横井欣弘・中島陽之輝・松谷奈菜・長保誠・佐藤幸司・林幹明</p> <p>○第四地区：山田清治・平野裕二・長谷川彰人・上田浩輝・鈴木一三・渡辺守和・石原信平・那須聖 源馬至</p> <p>○第五地区：鬼頭寛之・小澤果織・鈴木輝吉・須田和義・成瀬進祐・斎藤翔太</p> <p>○第六地区：浅野雅彦・近藤清司・藤村直幹・藤村拓馬・鳥本幸司・福岡憲義・田代英孝・土方啓靖</p> <p>○第七地区：池田貴一・小川広起・垣内幹晴・八木文之・古谷敏充・和久田祥勝</p>
議事内容	<p>1. 会長挨拶</p> <p>1. 会務報告・会務予定</p> <p>理事会報告</p> <p>1. 【厚生部】訃報について</p> <p>2. 【学術部】第5期ADTAトレーニングセンターについて</p> <p>3. 【歯科技工管理部】平成30年度管理者等講習会（第1部）・平成30年度歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業研修会（第2部）・平成30年度診療報酬改定（第3部）について</p> <p>4. 【学術部】愛知県歯科技工士会学術大会・東海北信越支部学術大会について</p> <p>5. 選挙管理・議事運営・資格審査合同委員会について</p> <p>6. 役員の地区訪問について</p> <p>7. 【愛知県歯科医師会】平成30年度防災対策部講演会について</p> <p>8. 【歯科技工管理部】「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業」再研修会について</p> <p>9. 財務委員会について</p> <p>10. 選挙管理・議事運営・資格審査合同委員会について</p> <p>11. 地区代表者会議について</p> <p>12. 平成31年愛知県歯科技工士会・歯科技工士連盟合同新年会について</p> <p>13. 【学術部】日技指定研修「顎口腔機能学」について</p> <p>14. 【学術部】愛知県歯科医学大会について</p> <p>15. 【学術部】ADTAトレーニングセンター修了式記念講演について</p> <p>16. 医師法施工規則等の一部を改正する省令について</p> <p>17. 【愛知県警】死体遺棄事件の捜査協力依頼について</p> <p>18. 新入会者について</p> <p>19. 退会者について</p> <p>20. その他</p> <p style="padding-left: 20px;">①第2地区海部支部新年会について</p> <p style="padding-left: 20px;">②歯科技工士業務従事者届について</p> <p style="padding-left: 20px;">③講演：歯科技工所開設届け出等整備推進事業について</p> <p>【愛知県歯科技工士連盟】</p> <p>①【西尾市歯科医師連盟】地区歯科医師連盟合同講演会について</p> <p>②衆議院議員 稲田朋美さんを囲む会について</p> <p>③立憲民主党愛知県連合統一地方選・参院選勝利 躍進のつどい2019について</p> <p>④参議院議員 大塚耕平セミナーについて</p> <p>⑤【愛知県歯科医師連盟】愛知県歯科医師連盟新年懇談会について</p> <p>⑥【日本歯科技工士連盟】日本歯科技工士連盟創立60周年会長表彰について</p> <p>⑦【日本歯科技工士連盟】2019年度第1回評議員会について</p> <p>⑧その他</p>

## 平成30年度 事業日程予定表

月	日	曜日	行 事	月	日	曜日	行 事
4	8	日	歯科技工管理セミナー・第6回会長予備選挙に関する準備委員会	10	7	日	理事会・地区長副地区長会議 規約審議委員会
	12	木	余技総合展反省会		13・14	土・日	第5回ADTAトレーニングセンター
	15	日	広報部委員会・学術部委員会		18	木	ADTAトレーニングセンター実行委員会
	22	日	歯科技工管理・組織・厚生部代表委員会		19	金	第3回歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業PT
		21			日	会員家族親睦ボウリング大会 選挙管理委員会	
			25	木	歯・技・衛・材による愛知県歯科医学大会第2回事前打合せ会		
5	6	日	理事会・地区長副地区長会議 規約審議委員会 愛知県・津島市総合防災訓練に係る第2回総合会議 卒後研修セミナー2018 女性歯科技工士お食事会2018 規約審議委員会	11	3	土・祝	どうぶつブクブクフェア
	13	日			4	日	理事会・地区長副地区長会議 規約審議委員会・学術大会担当者全体会議
	18	金			3・4	土・日	第6回ADTAトレーニングセンター
	24	木			10	土	8020運動30周年記念事業
	26	土			15	木	愛知県知事感謝状及び愛知県歯科医師会会長表彰受賞式
	27	日			18	日	(第1部) 管理者等講習会・(第2部) 歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業・(第3部) 平成30年度診療報酬改定
			23	金・祝	愛知県歯科技工士会学術大会 日本歯科技工学会第11回東海北信越支部学術大会		
6	3	日	理事会・地区長副地区長会議 財務委員会 第1回ADTAトレーニングセンター 日技第7回社員総会 定例代議員会打合せ会・臨時理事会 愛知県歯科医師会情報交換会 平成30年度定例代議員会 連盟臨時評議員会・資格審査委員会	12	2	日	理事会 選挙管理・議事運営・資格審査合同委員会
	9・10	土・日			16	日	歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業 再研修会 本会・連盟合同理事会 冬期休暇
	16	土			23	日	
	21	木			28	金	
	24	日			29	土	
7	5	木	防災に関する歯・技・衛・材連絡協議会 第2回ADTAトレーニングセンター 理事会 東海北信越ブロック協議会 ADTAトレーニングセンター実行委員会	1	7	月	仕事始め
	7・8	土・日			13	日	新年会・地区代表会議・財務委員会 議事運営・資格審査・選挙管理合同委員会
	8	日			19・20	土・日	第7回ADTAトレーニングセンター
	14	土			27	日	顎口腔機能学日技指定研修会
	26	木					
8	2	木	歯・技・衛・材による愛知県歯科医学大会第1回事前打合せ会 第3回ADTAトレーニングセンター 歯歯塚供養会 防災訓練に係る第3回総合会議 夏期休暇 愛知県下歯科技工士養成校連絡協議会 愛知県・津島市総合防災訓練 公正採用選考人権啓発推進員研修会 愛知県歯科医師会郡市区対抗親善ゴルフ大会	2	3	日	理事会・地区長副地区長会議
	4・5	日			10	日	愛知県歯科医学大会・デンタルショー
	8	水			16・17	土・日	
	9	木			24	日	
	13-16	月-木					
	16	木					
	26	日					
	29	水					
30	木						
9	2	日	理事会・地区長副地区長会議 防災訓練・歯科技工士法制定65周年社団法人設立50周年記念事業準備委員会 第4回ADTAトレーニングセンター 日本歯科技工学会 第40回学術大会 DTキャリアナビ	3	3	日	理事会
	8・9	土・日			9・10	土・日	第8回ADTAトレーニングセンター
	22・23	土・日			17	日	ADTAトレーニングセンター修了記念講
	27	木			28	木	臨時代議員会打合せ会・臨時理事会
	30	日			31	日	平成30年度臨時代議員会

2018.12.26



8. 【歯科技工管理部】

「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業」再研修会について

日時 平成30年12月23日(日) 午前10時

場所 本会会館1階大会議室

9. 財務委員会について

日時 平成31年1月13日(日) 午後2時

場所 TKPガーデンシティ PREMIUM 名古屋ルーセントタワー  
名古屋市西区牛島町6-1 TEL (052) 589-3212

10. 選挙管理・議事運営・資格審査合同委員会について

日時 平成31年1月13日(日) 午後2時

場所 TKPガーデンシティ PREMIUM 名古屋ルーセントタワー  
名古屋市西区牛島町6-1 TEL (052) 589-3212

11. 地区代表者会議について

日時 平成31年1月13日(日) 午後3時

場所 TKPガーデンシティ PREMIUM 名古屋ルーセントタワー  
名古屋市西区牛島町6-1 TEL (052) 589-3212

12. 平成31年愛知県歯科技工士会・歯科技工士連盟合同新年会について

日時 平成31年1月13日(日) 午後5時

場所 TKPガーデンシティ PREMIUM 名古屋ルーセントタワー  
名古屋市西区牛島町6-1 TEL (052) 589-3212

会費 7,000円

13. 【学術部】日技指定研修「顎口腔機能学」について

※別紙

日時 平成31年1月27日(日) 午後1時

場所 本会会館1階大会議室

14. 【学術部】愛知県歯科医学大会について

※別紙

日時 平成31年2月16日(土) 午後12時~7時

2月17日(日) 午前9時~午後4時30分

場所 名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール)

(献血)

日時 平成31年2月17日(日) 午前9時~11時30分

午後1時~3時

受付 名古屋市中企業振興会館 吹上ホール南側休憩室内

※デンタルファミリー余技総合展作品募集

申込締切:平成31年1月31日(木)

15. 【学術部】ADTAトレーニングセンター修了式記念講演について

※別紙

日時 平成31年3月17日(日) 午前10時

場所 本会会館1階大会議室

16. 医師法施工規則等の一部を改正する省令について

※P7~12

17. 【愛知県警】死体遺棄事件の捜査協力依頼について

発見日：平成30年12月12日（水）

場 所：知多市 西知多産業道路東側「古見中継ポンプ場」近くの雑木林

18. 新入会者について

入会月	氏名	年齢	地区名	卒業学校	卒業年月
1月	八木友一	34歳	第3地区（名北）	東邦歯科医療（専）	平成19年3月

19. 退会者について（会員数571名（日技退会者93名））

退会月	氏名	年齢	地区名	退会理由
11月	小間恒彦	86歳	第4地区（中川）	転出の為 一身上の都合 転職
	鬼頭一生	57歳	第4地区（中川）	
	三上隆由	57歳	第6地区（岡崎）	
1月	尾上智士郎	41歳	第3地区（名北）	一身上の都合

20. その他

①第2地区海部支部新年会について

日時 平成31年1月14日（月） 正午

場所 湯元館（海部郡蟹江町）

出席 加藤副会長

②歯科技工士業務従事者届について

提出：平成31年1月15日迄

③講演：歯科技工所開設届け出等整備推進事業について

講師（公社）日本歯科技工士会 常務理事 奥村英世

※別紙

【愛知県歯科技工士連盟】

①【西尾市歯科医師連盟】地区歯科医師連盟合同講演会について

日時 平成30年12月2日(日) 午後6時  
場所 刈谷市産業振興センター

②衆議院議員 稲田朋美さんを囲む会について

日時 平成30年12月9日(日) 午前11時30分  
場所 名古屋東急ホテル  
出席 久野会長、鈴木理事長

③立憲民主党愛知県連合統一地方選・参院選勝利 躍進のつどい2019について

日時 平成31年1月6日(日) 午後6時30分  
場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

④参議院議員 大塚耕平セミナーについて

日時 平成31年1月14日(月・祝) 午後1時30分  
場所 ミッドアンドスクエア  
出席 久野会長、鈴木理事長、川本常任理事

⑤【愛知県歯科医師連盟】愛知県歯科医師連盟新年懇談会について

日時 平成31年1月31日(木) 午後6時30分  
場所 名古屋東急ホテル4F「雅の間」  
出席 久野会長、鈴木理事長

⑥【日本歯科技工士連盟】日本歯科技工士連盟創立60周年会長表彰について

推薦者：鈴木監事

⑦【日本歯科技工士連盟】2019年度第1回評議員会について

期日 平成31年3月16日(土)  
場所 歯科技工士会館  
評議員 戸高副理事長、加藤副理事長

⑧その他

30健対第1997号  
平成30年12月21日

一般社団法人  
愛知県歯科技工士会会長 様

愛知県健康福祉部保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

このことについて、平成30年12月10日付け医政発1210第3号で厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、御承知おきくださるとともに、貴会会員への周知をお願いします。

担 当 健康対策課歯科・栄養グループ  
電 話 052-954-6271 (ダイヤル)  
ファックス 052-954-6917  
電子メール [kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp)



医政発 1210 第 3 号  
平成 30 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 131 号。以下「様式改正省令」という。）については、平成 30 年 11 月 9 日に公布され、また、医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 139 号。以下「申請手続改正省令」という。）については、平成 30 年 11 月 30 日に公布され、ともに平成 31 年 1 月 1 日より施行される予定です。

改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 様式改正省令による医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）等（※

1）の一部改正（免許申請書様式関係）

- (1) 医師免許等の申請に係る受付業務を担当する各都道府県の事務負担の軽減等の観点から、免許に係る各種申請手続（免許申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、抹消申請）に係る申請書の宛名である厚生労働大臣の氏名の記入を廃止したこと。
- (2) 医師等の医療関係職種に係る免許証について、旧姓の併記を可能としたことに伴い、各種免許申請等に係る申請書に新たに旧姓併記の希望の有無欄及び旧姓欄を設けたこと。
- (3) その他形式的な改正を行ったこと。

※ 1 改正対象は以下のとおり。

医師法施行規則、歯科医士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）、診療放射線技師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 33 号）、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）、歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）、理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 47 号）、視能訓練士法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 28 号）、臨床工学技士法施行規則（昭和 63 年厚生省令第 19 号）、義肢装具士法施行規則（昭和 63 年厚生省令第 20 号）、歯科衛生士法施行規則（平成 1 年厚生省令第 46 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 19 号）、柔道整復師（柔道整復師法施行規則（平成 2 年厚生省令第 20 号）、救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号）、言語聴覚士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 74 号）

## 第二 申請手続改正省令による医師法施行規則等（※ 2）の一部改正（免許申請等手続における添付書類関係）

- (1) 医師免許等の申請手続にあたり添えなければならない書類について、従来は戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍等」という。）を求めていたが、免許申請手続に係る利便性等を考慮し、今後は、氏名及び本籍地の変更がある者のみ戸籍等を求め、変更がない者については、住民票の写し（本籍が記載されているものに限る。）によることを可能としたこと。
- (2) その他形式的な改正を行ったこと。

※ 2 改正対象は以下のとおり。

医師法施行規則、歯科医士法施行規則、診療放射線技師法施行規則、保健師助産師看護師法施行規則、歯科技工士法施行規則、臨床検査技師等に関する法律施行規則、理学療法士及び作業療法士法施行規則、視能訓練士法施行規則、臨床工学技士法施行規則、義肢装具士法施行規則、救急救命士法施行規則、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 75 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）

以上

（参考）

- 別添 1 様式改正省令案文（新旧対照形式）
- 別添 2 申請手続改正省令（新旧対照形式）

第五条 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請手続)            第一条の三 (略)</p> <p>2 令第一条の二(令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り、第四条の二第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二第二項において同じ。)</p> <p>三 (略)</p> <p>(名簿の訂正の申請手続)            第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、第四条第二項において同じ。))及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし</p>	<p>(免許の申請手続)            第一条の三 (略)</p> <p>2 令第一条の二(令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次の通りとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 戸籍の謄本又は抄本(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り、第三条第二項及び第四条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。)</p> <p>三 (略)</p> <p>(名簿の訂正の申請手続)            第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及</p>

(傍線部分は改正部分)

<p>、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。</p> <p>(免許証及び免許証明書の再交付申請)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。</p> <p>(免許証及び免許証明書の再交付申請)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

勤務地	勤務先	内容	就労時間	経験	賃金	保険等	昇給	退職金	休日
春日井市	技工所	デンチャー・CAD/CAMオペレーター	9:00～18:00	3年以上	230,000円以上	健・厚・雇・労	年1	有(5年以上)	日・祝・木(月2日)
蒲郡市	技工所	歯科技工全般	8:30～18:00		180,000円以上	健・厚・雇・労	年1	有(5年以上)	日・祝(夏・冬)
名古屋市中区	医院	技工全般・クラウンブリッジ(保険)等	8:45～18:00		230,000円以上	健・厚・雇・労	年1	無	日・祝(週休2日)
小牧市	技工所	技工全般(CAD・義歯・Cr-Brなど)	9:00～18:00		230,000円以上	健・厚・雇・労	年1	有(10年以上)	日・祝
稲沢市	技工所	パート CAD/CAM オペレーター他	9:30～17:00	不問	時間給1,400以上	雇・労		無	日・祝(夏・冬)
瀬戸市	技工所	歯科技工	9:00～18:00		179,000以上	雇・労・退	年1	有(5年以上)	日・祝・木
岐阜県・高山市	技工所	歯科技工・配達	8:30～17:30		185,000円以上	健・厚・雇・労・退	※職に応じた	有	日・祝・土(月2日)
静岡県・浜松市	技工所	デンチャー	9:00～17:45	不問	290,000円以上	健・厚・雇・労	都度	有(5年以上)	日・祝(夏・冬)
名古屋市中・天白区	技工所	デンチャー	9:00～17:45	不問	290,000円以上		都度	有(5年以上)	日・祝(夏・冬)
豊田市	医院	歯科技工全般	9:00～19:30	不問	197,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(3年以上)	月:約8日
名古屋市中・東区	技工所	デンチャー	8:30～17:30	不問	経験に応じて	健・厚・雇・労・退	年1	有	日・祝
一宮市	技工所	歯冠修復・義歯	9:00～18:00	不問	203,500以上	雇・労・退		有(3年以上)	日・祝・木
岐阜県・岐阜市	技工所	飲食用マウスピースの製造	8:00～17:00	1年	240,000～460,000	健・厚・雇			日(月約9日)
西尾市	技工所	歯科技工全般	9:00～18:00		186,000以上	健・厚・雇・労・退	年1	有	日・祝・土(月1～2日)
名古屋・天白区	技工所	クラウンブリッジ	9:00～17:45	不問	300,000以上	健・厚・雇・労	都度	有(5年以上)	日・祝・木(隔)
岡崎市	技工所	デンチャー	9:00～17:45	不問	290,000以上	健・厚・雇・労	都度	有(5年以上)	日・祝・木(隔)
岡崎市	技工所	CAD/CAM オペレーター	9:00～17:45	不問	250,000以上	健・厚・雇・労	都度	有(5年以上)	日・祝・木(隔)
名古屋市中・昭和区	技工所	保険 クラウンブリッジ デンチャー その他	8:30～18:30	3年以上	210,000以上	健・厚・雇・労		有(15年以上)	日・祝・土(半日)
名古屋市中・緑区	技工所	CAD/CAMオペレーター、クラウンブリッジ	9:30～		200,000以上	雇			日・祝・木
大府市	技工所	義歯製作	9:00～18:00	2年以上	190,000以上	雇・労・退	年1	有(1年以上)	日・祝・土(月1)
半田市	医院	歯科技工全般	8:35～19:30	不問	181,000以上	健・厚・雇・労	年1	無	日・木
名古屋市中・南区	技工所	義歯及び歯冠修復	9:00～18:00	1～2年	205,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(4年以上)	日・祝・土
北名古屋	技工所	矯正・クラウンブリッジ	9:00～18:00	不問	180,000～350,000	健・厚・雇・労	年1	有	日・祝・土(隔)
刈谷市	技工所	クラウンブリッジが中心、デンチャー可	9:00～19:00	不問	200,000以上	雇・労	年1～2	有(3年以上)	日・祝・木or土
日進市	技工所	歯科技工全般 クラウン・義歯・CAD/CAM	9:00～18:00	不問	200,000以上	健・厚・雇・労	年1	無	日・祝・木(隔)
稲沢市	医院	歯科技工全般	9:30～20:30		190,000以上	健・厚・雇・労	年1		日・祝(週休2日)
名古屋市中・緑区	医院	歯科技工全般	9:30～20:30		190,000以上	健・厚・雇・労	年1		日・祝(週休2日)
大府市	技工所	義歯製作又冠製作のいずれも可	9:00～18:00	3～5年	230,000～270,000以上	健・厚・雇・労・退	年1	有(2年以上)	日・祝
岐阜県・多治見市	技工所	歯科技工全般	9:00～18:00	不問	185,000以上	健・厚・雇・労・退		有(3年以上)	日・祝
名古屋市中・守山区	技工所	適正に応じ本人の希望に合わせる	9:00～18:00	不問	175,000以上	雇・労・退	年1	有(3年以上)	日・祝・土(月2日)
愛西市	医院	床矯正の作業・インレー・クラウン・その他	8:40～18:40		190,000以上	健・厚・雇・労	年1	無	日・祝・木
名古屋市中・中川区	技工所	歯科技工全般	9:00～18:00	不問	205,000以上	健・厚・雇・労	年1	無	日・祝・木
名古屋市中・熱田	技工所	歯科技工全般	8:30～17:30	3年	当社規定	雇・労			日・祝
名古屋市中・熱田	技工所	歯科技工全般	8:30～17:30	新卒者	175,000以上	雇・労	年1	有(10年以上)	日・祝
一宮市	技工所	CAD/CAM 冠製作他	9:00～19:00	1～15年	180,000以上	厚	年1	有(5年以上)	日・祝
名古屋市中・天白区	技工所	歯科技工全般	9:30～18:30	不問	170,000以上	健・厚・雇	年1	有(5年以上)	日・祝・木
長久手市	技工所	歯科技工全般	9:00～18:00	不問	200,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(5年以上)	日・祝
高浜市	技工所	全般(主に矯正)			200,000以上	雇用・労災	年1	有(5年以上)	日・祝
名古屋市中・名東区	技工所	デンチャー全般・営業			歩合給				
岐阜県・瑞浪市	技工所	義歯関係(チタン・ヘルクラ) CAD/CAM	8:30～17:30	不問	200,000以上	雇・労・退	年1	有(3年以上)	日・祝・土
名古屋市中・緑区	医院	歯科助手・CELEC 3有	9:00～18:30	不問	178,500以上	健・雇・労	年1	有(3年以上)	日・祝・木
名古屋市中・中区	医院	歯科技工上業務	9:00～18:00	不問	190,000～300,000		年1	無	日・祝・木
名古屋市中・西区	技工所	クラウンブリッジ・デンチャー 他	9:00～18:00	不問	180,000～400,000	健・厚・雇・労	年1	無	日・祝(第2・4上)
名古屋市中・昭和区	技工所	義歯	8:30～18:00	3年以上	200,000以上	健・厚・雇・労・退	年1	有(3年以上)	日・祝・土
一宮市	技工所	デンチャー・スルフォン床他	8:30～17:30	不問	180,000以上	雇・労	年1	有(5年以上)	日・祝・木(隔)
東海市	医院	歯科技工	9:00～19:30	不問	180,000以上	健	年1	有(5年以上)	日・祝・木
名古屋市中・北区	医院	歯科技工	9:00～19:00	不問	170,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(3年以上)	日・祝
名古屋市中・中村区	メーカー	ルートセールス	8:45～17:30	不問	23～25万	健・厚・雇・労・退	年1	有(3年以上)	日・祝・土
西尾市	技工所	クラウン・ブリッジ	9:00～18:00	2年	200,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(3年以上)	日・祝・木
名古屋・北区	医院	受付業務・診療補助・簡単な歯科技工	8:30～19:30	不問	170,000以上	健・雇・労	年1	有(5年以上)	日・祝・木
名古屋・中区	技工所	歯科技工一般	9:00～18:00	不問	180,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(5年以上)	日・祝・土
春日井市	技工所	デンチャー	9:00～18:00	2年以上	200,000以上	健・厚・雇・労	年1	無	日・祝
海部郡	技工所	デンチャー・クラウンブリッジ他(外交も可)	8:30～19:30	3年位	200,000以上	健・厚・雇・労	年2	無	日・祝
名古屋・緑区	医院	歯科技工・クラウン経験有	9:00～18:00	6ヶ月以上	160,000以上	雇・労	年1	有(3年以上)	日・祝・隔土
名古屋・千種区	技工所	矯正技工(義歯経験者望ましい)	9:30～19:00	不問	176,000以上	健・厚・雇・労・退	年1	有(5年以上)	日・祝・任意2日
知多市	医院	補綴物調整・TEC作成 石膏流し	8:40～18:40	不問	190,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(3年以上)	日・祝
日進市	医院	歯科技工(一般・保険)	9:00～19:30	不問	185,000以上	健・退	年1～2	有(3年以上)	日・祝・木
各務原市	技工所	歯科技工全般	8:00～18:00	不問	200,000以上	健・厚・雇・労	年1	有(3年以上)	日・祝・隔木

注：希望求職がありましたら(一社)愛知県歯科技工士会 無料職業紹介所 (TEL052-722-0521) までお問い合わせ下さい。

保険等 健・健康 厚・・・厚生 雇・・・雇用 労・・・労災 退・・・退職金共済

# 歯科技工所開設届け出等整備推進事業

## 一 歯科技工所管理識別番号の意義 一

### 1. 問題

近年、国内の歯科補てつ物の製作においてもインターネットや CAD/CAM システムの進展により、委託過程や製作過程は多様化かつ複雑化している。

本年 4 月に改正される労働基準法は企業の長時間労働というマイナスのイメージを払拭するために、「働き方」という日本の企業文化に対する改革を求める内容になっている。国が推進するテレワークは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な「働き方」であり、雇用型モデルや施設利用型勤務モデルは自宅、サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とした勤務形態であるため、国外にはテレワークを活用した歯科技工所も存在している。

国内では歯科医師がデジタルデータを歯科技工所に送信し、歯科補てつ物の製作を委託する事例が増加しているが、同様に国外の歯科技工所に委託する歯科医師グループも出現し始めている。従来歯科技工士会は歯科技工士資格を業務独占資格とし、また歯科技工を行なう場所を歯科医療機関ならびに歯科技工所に限定してきたが、先述のように現在では、これ以外の場所でも容易に歯科技工を行なうことのできる環境になっている。つまり、現行法（歯科技工士法）では開設無届けの歯科技工所や無資格者による歯科技工などの違法行為を顕在化させ、取り締まることが困難な状況に益々なっていく状況にある。

### 2. 現状

歯科技工所届出調査一覧は第 4 版の発行まで至っている。これは現在開設届けが所管保健所で受理されている国内の全ての歯科技工所を一覧に纏めたものである。しかし、この一覧には既に廃業し、廃止届けの出されていない歯科技工所が存在しているのも事実である。そして一覧に掲載されているすべての歯科技工所には管理識別番号が付与してある。この番号は〇〇（都道府県コード）－〇〇〇〇（通し番号 0001～）というような単純な番号であるが、紛れもなく歯科技工所：管理識別番号というように 1 対 1 の関係の背番号である。この番号付与について日本歯科技工士連盟は、自民党議員で構成する「歯

科技工士に関する制度推進議員連盟」に働きかけ、厚生労働省の理解を得るところまでは達しているが、総務省からは番号付与の裏付けとなる根拠条文が歯科技工士法に存在しないため、総務省が交渉相手になっている。

### 3. 管理識別番号の価値

管理識別番号は行政主体（所管保健所）で付与された番号でも地域組織（都道府県歯科技工士会）主体で付与した番号でもない。日技主体で付与した番号であるが、全国の歯科技工所を事務管理するだけの目的で付与したわけではない。

2005 年厚労省通知の「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」には、良質な歯科補てつ物を供給するために、歯科技工所として遵守すべき基準が示されている。特に、歯科技工所が満たさなければならない構造設備の内容や歯科補てつ物の質の確保を図るための品質管理が示されるとともに、歯科技工録、手順書の作成が義務付けられている。トレーサビリティが確保された安心安全な歯科補てつ物の供給は医療従事者である歯科技工士の使命であるが、歯科技工録、手順書、歯科技工指示書等で用いる番号だけでは価値は 100% といえない。

1. 問題で示したように、このまま状況が放置されれば国外委託、無届け歯科技工所、無資格者技工が常態化することにより日本の歯科技工士制度は崩壊し、廃止に向かう可能性は否定できない。日技をはじめ、すべての地域組織（都道府県歯科技工士会）は会員減少問題が大きく取りあげられている。「歯科技工士に関する制度推進議員連盟」への働きかけの機会でも入会率は常に話題になる。卵が先か鶏が先かの話になるが、資料①で示した 21,141 件の歯科技工所数が事実であり、この管理者が全て歯科技工士であれば、21,141 人の会員は確保できる。そしてそれぞれに勤務する歯科技工士が入会すれば会員数は相当数になる。「歯科技工士に関する制度推進議員連盟」へはトレーサビリティが確保された安心安全な歯科補てつ物の国民への供給を担保するために、歯科技工士会に入会しなければ付与されない番号であることも含めた交渉を行なっている。

全国歯科技工所開設届け出（全保健所歯科技工所管理台帳収集）調査  
第1版から第4版までの届け出歯科技工所数対比

資料④  
2019/01/現在

都道府県 コード	開設時期										Ⅱ+B②	①+④	Ⅲ+C③		
	I	II	III	IV=Ⅱ-II	I-IV	A	B	C	D=C-B	K=0					
	第1版に掲載されている歯科技工所の数*	第2版において第1版から追加された歯科技工所の数*	第2版において第1版から追加された歯科技工所の数*	第1版と第2版との差算数	第2版に掲載されている歯科技工所の数*	第3版において第2版から追加された歯科技工所の数*	第3版において第2版から追加された歯科技工所の数*	第3版と第4版との差算数	第4版において第3版から追加された歯科技工所の数*	第4版において第3版から追加された歯科技工所の数*	第3版と第4版との差算数	第4版に掲載されている歯科技工所の数*	第4版から第5版までに追加された歯科技工所の数*	第5版に掲載されている歯科技工所の数*	
01 北海道	1,235	62	59	-3	1,232	1	3	2	1,234	44	57	13	1,247	107	119
02 青森県	238	19	6	-13	218	14	6	-8	217	12	5	-7	210	45	17
03 岩手県	218	19	19	2	218	9	10	1	219	8	10	2	221	36	39
04 宮城県	374	15	17	2	376	17	8	-9	367	23	14	-9	358	55	39
05 秋田県	172	6	0	-6	166	3	1	-2	164	11	12	1	165	20	13
06 山形県	168	3	4	1	169	3	3	0	169	0	0	1	170	6	8
07 福島県	479	15	14	-1	478	11	2	-9	469	5	7	2	471	31	23
08 茨城県	470	7	15	8	478	18	9	-9	469	2	11	9	478	27	35
09 栃木県	427	7	10	3	430	18	12	-6	424	7	6	-1	423	32	28
10 群馬県	369	14	18	4	373	7	3	-4	369	5	8	3	372	26	29
11 埼玉県	1,006	51	122	71	1,077	15	18	3	1,080	14	18	4	1,084	80	158
12 千葉県	760	35	53	18	778	37	48	11	789	11	42	31	820	83	143
13 東京都	1,830	117	173	56	1,886	103	56	-47	1,839	72	61	-11	1,828	292	290
14 神奈川県	1,385	31	78	47	1,432	35	26	-9	1,423	29	56	27	1,450	95	160
15 新潟県(※)	419	2	1	-1	418	11	7	-4	414	10	10	0	414	23	18
16 富山県	154	6	5	-1	153	4	6	2	155	1	2	1	156	11	13
17 石川県	135	6	15	9	144	1	5	4	148	0	6	6	154	7	26
18 福井県	123	3	4	1	124	6	4	-2	122	0	4	4	126	9	12
19 山梨県	204	6	5	-1	203	4	4	2	201	9	5	-4	197	19	12
20 長野県	419	9	6	-3	416	2	8	6	422	7	5	-2	420	18	19
21 岐阜県	478	22	18	-4	474	5	6	1	475	16	12	-4	471	43	36
22 静岡県	742	55	31	-24	718	1	1	0	718	69	36	-33	685	125	68
23 愛知県	1,240	61	120	59	1,299	35	50	15	1,314	60	22	-38	1,276	156	192
24 三重県	308	4	4	-14	294	4	5	1	295	4	5	1	296	26	14
25 滋賀県	220	10	11	1	221	14	3	-11	210	4	15	11	221	28	29
26 京都府	408	17	22	5	413	19	7	-12	401	7	9	2	403	43	38
27 大阪府	1,151	40	57	17	1,168	17	20	-3	1,171	27	75	48	1,219	84	152
28 兵庫県	922	33	46	13	935	38	25	-13	922	11	18	7	929	82	89
29 奈良県	307	74	15	-59	248	3	6	3	251	4	3	-1	250	81	24
30 和歌山県	193	11	4	-7	186	3	6	3	189	1	3	2	191	15	13
31 鳥取県	88	1	1	0	88	7	1	-6	82	1	4	3	85	9	6
32 島根県	82	2	3	1	83	5	2	-3	80	1	1	0	80	8	6
33 岡山県	365	13	12	-1	364	11	7	-4	360	20	8	-12	348	44	27
34 広島県	506	20	15	-5	501	10	9	-1	500	6	6	2	502	36	32
35 山口県	251	15	14	1	250	6	7	1	251	6	3	-3	248	27	24
36 徳島県	147	7	5	-2	145	6	7	1	146	14	2	-12	134	27	14
37 香川県	175	11	15	4	179	7	4	-3	176	5	5	0	176	23	24
38 愛媛県	254	11	17	6	260	11	7	-4	256	8	4	-4	252	30	28
39 高知県	113	4	8	4	117	10	4	-6	111	1	1	0	111	15	13
40 福岡県	965	44	63	19	984	40	53	13	997	4	10	6	1,003	88	126
41 佐賀県	132	6	11	5	137	5	4	-1	136	3	11	8	144	14	26
42 長崎県	259	12	23	11	270	5	1	-4	266	11	5	-6	260	28	29
43 熊本県	304	13	19	6	310	16	3	-13	297	4	5	1	298	33	27
44 大分県	158	5	20	15	173	4	5	1	174	6	9	3	177	15	34
45 宮崎県	149	3	15	12	161	9	11	2	163	3	3	0	163	15	29
46 鹿児島県	292	34	13	-21	271	8	36	28	299	8	13	5	304	50	62
47 沖縄県	143	0	0	0	143	4	4	25	164	17	4	-13	151	21	29
99 全国	20,937	975	1,206	231	21,168	622	552	-70	21,098	591	634	43	21,141	2,188	2,392

\*重複して掲載されているものと思われる数を含む

\*\*前版では掲載されていたが、当版では消去された歯科技工所の数

※新潟県の「第4版において第3版から追加された歯科技工所の数」および「第4版に掲載されている歯科技工所の数」には第4版調査後に追加した2件を含む

調査期間

第1版：2013(平成25)年12月から2014(平成26)年9月まで  
第2版：2015(平成27)年10月から2016(平成28)年6月まで

第3版：2017(平成29)年1月から2017(平成29)年5月まで  
第4版：2017(平成29)年12月8日から2018(平成30)年3月9日まで

# 日技指定研修『顎口腔機能学』

日 時： 平成 31 年 1 月 27 日（日） 13:00 (12:30 受付) ～ 16:30

場 所： 愛知県歯科技工士会館 名古屋市東区矢田 2-13-15 TEL 052-722-0521

参加費： 無料

講演:『顎口腔機能学』をわかりやすく！～ これからの歯科技工に求められていること～

・講師；日本歯科大学新潟生命歯学部 歯科補綴学第1講座

日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科機能性咬合治療学 小出 馨（主任教授）

講演：「咬合器設定のちがいによる臨床例」

・講師； 公益社団法人 日本歯科技工士会 副会長 森野 隆

12：30～ 受付開始

13：00～13：10 開会式

13：10～15：30 講演1 小出 馨 教授

15：30～15：50 休憩「咬合器顎路調整」体験

15：50～16：20 講演2 森野 隆 日本歯科技工士会 副会長

16：20～16：30 質疑応答

16：30 終了



参加申込書

該当項目に☑をしてください。

歯科医師

歯科衛生士

歯科技工士

第 \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

※ お申込みは、FAX 又はメールにて平成 31 年 1 月 19 日（土）迄にお願いします。

FAX：(052) 722-0522 ・ Eメール：[adta@aichishigi.com](mailto:adta@aichishigi.com)

## 日技指定研修『顎口腔機能学』

### 抄録

演題：「顎口腔機能学」をわかりやすく  
～これからの歯科技工に求められていること～

日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科機能性咬合治療学主任教授  
日本歯科大学新潟生命歯学部歯科補綴学第1講座主任教授



小出 馨

医療の目的は人の健康維持です。その中で歯科医療の果たす役割は、歯列をはじめとする顎口腔系の再建と保全による諸機能の維持増進で、諸機能には咀嚼、嚥下、呼吸、発音、口腔感覚、審美、姿勢維持などが含まれます。

そして、医療の中でも唯一歯科だけが介入できる咬合治療は、顎口腔系のみならず全身の健康や身体運動能力に、ひいては国民の日々の生活の質や健康寿命にまで大きく影響を及ぼす極めて重要な要素です。さらに咬合は、前頭前野をはじめとする脳機能の活性化、生きることへの意欲の回復、精神心理状態の改善にまで影響し、人生の満足度の観点からも極めて重大な役割を果たしています。

また近年、患者さんから咬合が顎関節や全身に及ぼす影響、さらにその不調和に由来する様々な症状についての問い合わせが大変多くなってきており、患者さんの咬合と全身に対する認識が大きく変化してきていることを痛感させられます。特に補綴による咬合治療を臨床現場で実際に行う歯科医師と歯科技工士が、十分に認識しておかなければならない重要事項は、顎口腔系の調和をみだす補綴治療を行ったとしても、直後には顕著な影響は現われてこず、治療後数ヶ月～1年以上経過してから顎関節や筋、そして全身の様々な症状や障害となって発現してくる場合が多いことです。私達歯科医療者には、専門領域である咬合と顎関節に関する十分な理解と治療内容の更なる高度化が強く求められているのです。

今回の研修では、今後歯科の目指すべき方向性と、歯科医師と歯科技工士の円滑な連携のために不可欠な「顎口腔機能学の要点」と「咬合の再構築基準」を臨床に即してお示しします。会場に来て下さった皆様と、これからの歯科医療のあり方、その役割とやり甲斐の大きさをご一緒に確認したいと思っています。どうぞ宜しくお願い致します。

演題：「咬合器設定のちがいによる臨床例」

公益社団法人 日本歯科技工士会 副会長 森野 隆



1995年に「歯科技工士教本『顎口腔機能学』」が発行され、新たに新学科目として加わった。その後約10年を経過した2007年に改訂されている。すなわち、全くこの学科目を学生時代に履修していない方、1995年から2006年までの教本で学んだ方、2007年以降の改訂版の教本で学んだ方と3つのグループに分けられる。

そこで今回の研修では、「顎口腔機能学」で新たに加わった「顎口腔系の機能」、「顎口腔系の形態」に関する事項と、2007年以降に加わった内容、実際の臨床での咬合器の調整機能（矢状顎路、側方顎路、平衡側側方顎路、作業側側方顎路）設定の違いによる、補綴物の咬合関係をお見せしようと思う。

生体に調和した補綴物製作には不可欠な、顎口腔機能の最低限の知識を提供させて頂き、各自が自ら学ぶきっかけになって頂ければとおもう。

# 愛知県歯科医学大会

---

歯科医療の原点と将来を見据える

～ライフステージに応じた口腔管理～



期日／平成31年2月16日(土) 12:00～19:00

17日(日) 9:00～16:30

場所／名古屋市中心企業振興会館(吹上ホール)

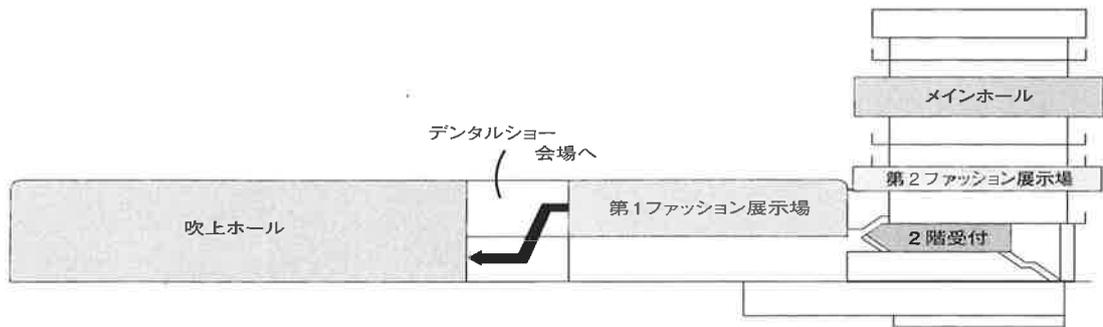
併設／第42回 中部日本デンタルショー

# 愛知県歯科

2月16日(土)

2階	12:00 18:30	受付・登録
2階 受付前	12:00 12:20	愛知県歯科医学大会 第42回中部日本デンタルショー テープカット
2階 第1ファッション 展示場	12:00 19:00	ワークショップ (一社)愛知県歯科医師会 「女性委員会」コーナー 「地域保健部Ⅱ」コーナー 「口唇閉鎖力測定器りっぷるくん」コーナー 「口腔機能検査 機器展示」コーナー (一社)愛知県歯科技工士会 「テーブルクリニック」「(一社)愛知県歯科技工士会カービングコンテスト優秀作品展示」 「ADTAトレーニングセンター受講生作品展示」
		第42回中部日本デンタルショー
		第42回中部日本デンタルショー「歯科に関する本なんでもコーナー」
3階 第2ファッション 展示場	15:00 16:30	東海歯科用品商協同組合企画講演 15:00 ①プレミアムプラスジャパン(株)「これからの咬合採得、咬合調整」 15:45 ②YAMAKIN(株)「～患者さんの満足度を高めてみませんか?～ 覆髄から充填まで「TMR シリーズ」によるイノベーション」
	12:00 19:00	第33回デンタルファミリー余技総合展
1階 ホール上	12:00 19:00	第42回中部日本デンタルショー

- [注] 1. 受付は2階にて行いますので、必ず登録のうえ胸章をおつけ下さい。  
2. 駐車場(有料)は有りますが、台数に限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

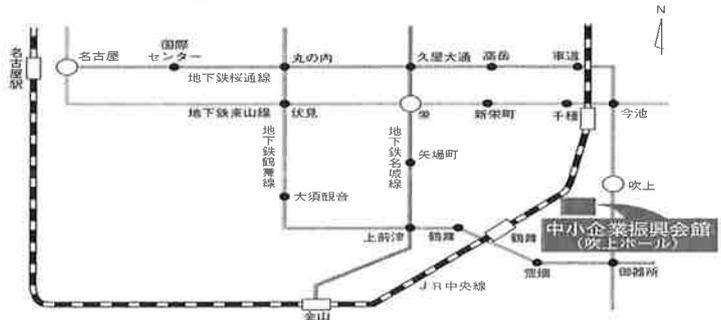


## 会場案内

公共交通機関のご利用をお願いします。

- 地下鉄 桜通線  
「吹上」下車徒歩5分(5番出口)
- 市バス  
(名古屋駅発) ①7田代本町通ゆき「吹上」下車  
(栄発) ①7名古屋大学前ゆき「吹上」下車  
(栄発) ①9田代本町ゆき「古井ノ坂」又は  
「地下鉄吹上」下車  
(栄発) ①9妙見町ゆき「曙二丁目」下車
- JR中央線  
「鶴舞」下車 タクシー5分  
徒歩15分  
「千種」下車 タクシー10分

## 公共交通機関案内図



中小企業振興会館  
(吹上ホール)

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号  
電話(052)735-2111

# 医学大会

2月17日(日)

2階	9:00 16:00	受付・登録
7階	メインホール	<b>愛知県歯科医学大会特別講演</b> <b>大会会長挨拶</b> (一社)愛知県歯科医師会 会長 内堀典保 <b>特別講演</b> 「保険収載されたメタルフリー臨床の極意 ~金パラからの脱却を目指して~」 井荻歯科医院 高橋英登
		(公社)愛知県歯科衛生士会企画講演 「口腔外科領域における感染対策の重要ポイント」 浜松医療センター 副院長兼感染症内科長 矢野邦夫
		(一社)愛知県歯科技工士会企画講演 「Breathing vivid life into new creation -審美修復治療におけるIPS e.max systemの活用-」 Ray Dental Labor 都築優治
2階	第1ファッショ展示場	<b>ワークショップ</b> (一社)愛知県歯科医師会 「女性委員会」コーナー 「地域保健部Ⅰ(母子歯科保健・学校歯科保健)」コーナー 「地域保健部Ⅱ」コーナー 「防災対策部」コーナー 「口唇閉鎖力測定器りっぷるくん」コーナー 「口腔水分計ムーカスと細菌カウンタ」コーナー 「口腔機能検査 機器展示」コーナー 「医院継承講演会」 (一社)愛知県歯科技工士会 「テーブルクリニック」「(一社)愛知県歯科技工士会カービングコンテスト優秀作品展示」 「ADTAトレーニングセンター受講生作品展示」 (公社)愛知県歯科衛生士会 10:30~12:00 (公社)愛知県歯科衛生士会学術大会「第13回会員ポスター発表」
		愛知県歯科医師会 「開業相談・歯科衛生士復職支援コーナー」 愛知県医療信用組合 「融資相談コーナー」
		第42回中部日本デンタルショー
		第42回中部日本デンタルショー「歯科に関する本なんでもコーナー」
		(一社)愛知県歯科医師会企画講演 「口腔機能発達不全症を有する小児の口腔管理を考える ~「未成熟型咀嚼」、「口唇閉鎖不全」などへの取り組み~」 新潟大学 大学院医歯学総合研究科 口腔生命科学専攻 口腔健康科学講座 小児歯科学分野 准教授 齊藤一誠
3階	第2ファッショ展示場	<b>東海歯科用品商協同組合企画講演</b> 10:00 ①ウエルテック(株)「歯肉マッサージ実践セミナー」 10:45 ②(株)ビーブランド・メディコーデンタル「口腔粘膜治療剤「オルテクサー口腔用軟膏0.1%」最近の話題 日本で行われているフッ化物応用 -フッ化物洗口について-」 11:30 ③(株)モリタ「モリタの提案する“最新エンド治療” ~臨床で使える!トライオート ZX2を用いた効率的な穿通・グライドパス根管形成法~」 12:15 ④ライオン歯科材(株)「菌コントロールとホストケアに注目した歯周病予防歯磨剤」
		第33回デンタルファミリー余技総合展 (茶席11:30~15:00)
		第42回中部日本デンタルショー
1階	ホール上 9:00 16:30	第42回中部日本デンタルショー

愛知県歯科医学大会は日歯生涯研修事業です。  
 特別研修10単位および各コーナー、講演で研修単位が取得できます。  
 日歯生涯研修ICカードを必ずご持参ください。

※愛知県歯科技工士会生涯研修(自由課程)5単位となります。[開催コード 93-82301]

※愛知県歯科衛生士会企画講演を受講された衛生士会会員の方は日歯の生涯研修制度へ登録されます。

# ADTAトレーニングセンター

## 第五期 修了式・修了記念講演

日 時： 平成 31 年 3 月 17 日（日） 10:30 (10:00 受付) ～ 16:10

場 所： 愛知県歯科技工士会館 名古屋市東区矢田 2-13-15 TEL 052-722-0521

参加費： 技工士会員 3,000 円(昼食代込) 非会員 6,000 円(昼食代込) 学生 1,000 円(昼食代込)

### 記念講演 「20 年経過症例から見えてくる義歯臨床の極意」

総義歯の臨床 「総義歯の成功は人工歯排列と咬合で決まる」

局部義歯の臨床 「局部義歯の設計のツボは力のコントロール」

医療法人昌学会 まさき歯科院長

中川昌樹 氏 (名古屋市中村区開業)



### 受講生発表 2 題

10:00～ 受付  
10:30 開始・会長挨拶  
10:40 ～ 12:00 第五期生 プレゼンテーション・修了証書授与式  
12:00 ～ 13:00 昼食  
13:00 ～ 16:00 記念講演  
16:10 閉会

参加申込書 (自由研修課程となります)

該当項目に☑をしてください。

会員       非会員       学生

第 \_\_\_\_\_ 地区      氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

※ お申込みは、FAX 又はメールにて平成 31 年 3 月 11 日 (月) 迄にお願いします。

FAX : (052) 722-0522      Eメール: [adta@aichishigi.com](mailto:adta@aichishigi.com)

演題 20年経過症例から見えてくる義歯臨床の極意

総義歯の臨床

「総義歯の成功は人工歯排列と咬合で決まる」

局部義歯の臨床

「局部義歯の設計のツボは力のコントロール」

抄録

総義歯の技工作業においては、外形の決定や人工歯の配列はある一定の法則が存在しますが、実際の臨床では顎堤の形や吸収状態、対向関係が異なりどのように設計すれば良いのか悩むケースが多く存在すると思われま

す。個々の顎堤の状態によって義歯外形を変化させ、人工歯の排列位置も症例に合わせて変化させる必要があります。そこでは個々の症例を読み解く診断力が要求されます。今回は総義歯の診断及びケースに合わせた義歯外形線と人工歯排列の方法を、長期ケースを例にお話ししたいと思います。

部分義歯臨床においては患者さんの希望は良く噛めて、異物感が少なく、支台歯が長期安定することであると思われま

す。その要求に応えるには支台歯を含めた設計と力のコントロールが最も重要です。一般的な局部義歯の設計は、欠損様式に合わせ義歯にかかる力の方向により維持装置を設計するのが大半の方法です。しかし局部義歯では残存歯の位置や対向関係により咀嚼中心の位置が大きく変わります。クラウン&ブリッジの様な臼歯が咬合支持を担うものとは大きく力の働く部位が異なります。

経歴

1979年東京歯科大学卒業

1983年開業

2005年医療法人昌学会まさき歯科設立

現在に至る